

別表八（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第23条（受取配当等の益金不算入）（措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において令第19条第2項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「受取配当等の益金不算入額5」の欄は、措置法第67条の7（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合にあっては「20%又は」を消し、その他の場合にあっては「又は40%」を消します。
- 3 「同上のうち益金の額に算入される金額15」、「同上のうち益金の額に算入される金額25」及び「同上のうち益金の額に算入される金額32」の各欄は、法第23条第2項（措置法第67条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下3において同じです。）又は法第23条第3項の規定により計算した金額を記載します。この場合において、同条第2項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地28」の欄には「特定株式投信」と記載し、「基準日等29」及び「保有割合30」の各欄は記載を要しません。
- 5 「保有割合30」の欄は、法第23条第6項に規定する他の内国法人から受ける同条第1項に規定する配当等の額に係る令第22条の3第1項（非支配目的株式等の範囲）に規定する基準日等において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに同条第2項に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載します。
- 6 「令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算34」の欄が「不適用」である場合には、「35」から「38」までの各欄は、記載しません。